

障害福祉サービスを利用するには？

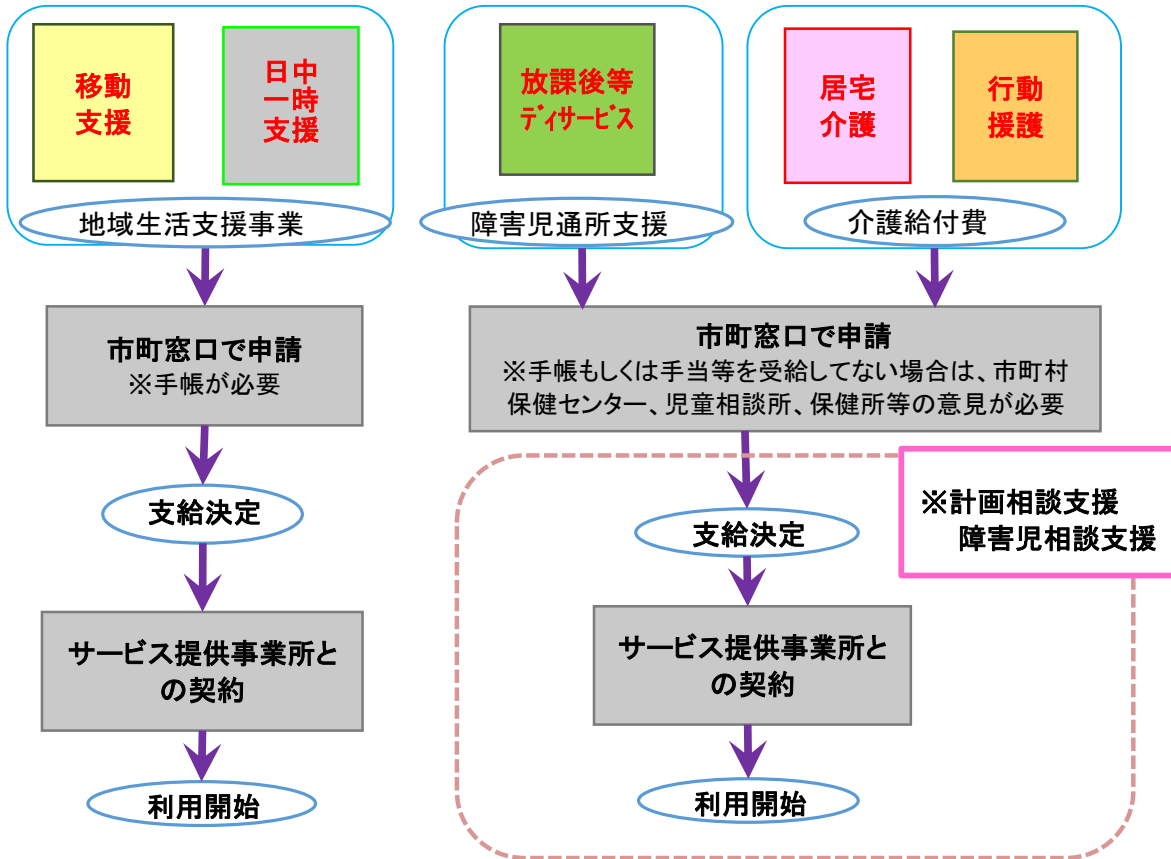


日中に子供を見てくれる所を探したい？
用事を済ませる間だけ見てくれる所を探したい？
色々な経験をさせてくれる所を探したい？ .etc

診断は受けていないけれども、子供に障がいがあるのかもしれない？福祉サービスは受けることができるの？

市・町福祉窓口で相談

相談機関に相談



※計画相談支援・障害児相談支援とは

障害福祉サービス・障害児通所支援を利用する方は、サービス等利用計画(又は障害児支援利用計画)を作成することが必要です。計画を作成することで、本人のニーズに基づいた支援や関係機関で連携した支援が可能となります。また計画には、本人の解決すべき課題やその支援方針、利用するサービスなどが記載されます。利用するサービスについても、福祉、保健、医療、教育、就労などの幅広い支援から、本人にとって適切なサービスの組み合わせを記載します。

計画は市町が指定する「指定特定相談支援事業者」・「指定障害児相談支援事業者」が作成します。事業者が変わり、本人や家族、支援者等が計画(セルフプラン)を作成することも可能です。

※計画相談支援・障害児相談支援の詳細については、お住まいの市町福祉窓口にお問合せください。